

警備業認定申請（個人）

- 認定申請書 1 通
 - 誓約書（法第3条第1号から第3号まで、第10号及び第11号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1 通
 - 履歴書 1 通
 - 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1 通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
 - 身分証明書（外国人は不要） 1 通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
 - 診断書（法第3条第6号、第7号に該当しない旨を記載した書面） . . . 1 通
 - 営業所・業務区分ごとに選任する「警備員指導教育責任者」に係る次の書類（指導教育責任者が他の業務区分も兼任する場合はコピー可）
 - ① 警備員指導教育責任者資格者証の写し 1 通
 - ② 履歴書 1 通
 - ③ 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1 通
 - ④ 誓約書（2種類） 各1通
 - ⑤ 身分証明書（外国人は不要） 1 通
 - ⑥ 診断書（法第3条第6号に該当しない旨を記載した書面） 1 通
 - 申請手数料 山口県収入証紙 23,000円
- ※ 服装・護身用具の届出は警備業務開始の前日までに行ってください。

※ 申請様式等については山口県警察ホームページに掲載しています。

警備業認定申請（法人）

- 認定申請書 1通
- 定款及び登記事項証明書（会社の登記状況） 各1通
- 誓約書（法第3条第1号から第3号まで、第10号及び第11号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1通
- 法人の役員に係る次の書類
 - ① 履歴書 1通
 - ② 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
 - ③ 身分証明書（外国人は不要） 1通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
 - ④ 診断書（法第3条第6号、第7号に該当しない旨を記載した書面） 1通
- 営業所・業務区分ごとに選任する「警備員指導教育責任者」に係る次の書類（指導教育責任者が他の業務区分も兼任する場合はコピー可）
 - ① 警備員指導教育責任者資格者証の写し 1通
 - ② 履歴書 1通
 - ③ 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1通
 - ④ 誓約書（2種類） 各1通
 - ⑤ 身分証明書（外国人は不要） 1通
 - ⑥ 診断書（法第3条第6号に該当しない旨を記載した書面） 1通
- 申請手数料 山口県収入証紙 23,000円

※ 服装・護身用具の届出は警備業務開始の前日までに行ってください。

申請様式等については山口県警察ホームページに掲載しています。

警備業認定更新申請（個人）

- 認定更新申請書 1 通
- 誓約書（法第 3 条第 1 号から第 3 号まで、第 1 0 号及び第 1 1 号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1 通
- 履歴書 1 通
- 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1 通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
- 身分証明書（外国人は不要） 1 通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
- 診断書（法第 3 条第 6 号、第 7 号に該当しない旨を記載した書面） 1 通
- 営業所・業務区分ごとに選任する「警備員指導教育責任者」に係る次の書類（指導教育責任者が他の業務区分も兼任する場合はコピー可）
 - ① 警備員指導教育責任者資格者証の写し 1 通
 - ② 履歴書 1 通
 - ③ 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1 通
 - ④ 誓約書（2 種類） 各 1 通
 - ⑤ 身分証明書（外国人は不要） 1 通
 - ⑥ 診断書（法第 3 条第 6 号に該当しない旨を記載した書面） 1 通
- 申請手数料 山口県収入証紙 23,000 円

※ 認定の更新申請は有効期間の満了の日の 30 日前までに行ってください。

※ 申請様式等については山口県警察ホームページに掲載しています。

警備業認定更新申請（法人）

- 認定更新申請書 1 通
- 定款及び登記事項証明書（会社の登記状況） 各 1 通
- 誓約書（法第 3 条第 1 号から第 3 号まで、第 1 0 号及び第 1 1 号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1 通
- 法人の役員に係る次の書類
 - ① 履歴書 1 通
 - ② 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1 通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
 - ③ 身分証明書（外国人は不要） 1 通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
 - ④ 診断書（法第 3 条第 6 号、第 7 号に該当しない旨を記載した書面） 1 通
- 営業所・業務区分ごとに選任する「警備員指導教育責任者」に係る次の書類（指導教育責任者が他の業務区分も兼任する場合はコピー可）
 - ① 警備員指導教育責任者資格者証の写し 1 通
 - ② 履歴書 1 通
 - ③ 住民票の写し（本籍が記載されたもの） 1 通
 - ④ 誓約書（2 種類） 各 1 通
 - ⑤ 身分証明書（外国人は不要） 1 通
 - ⑥ 診断書（法第 3 条第 6 号に該当しない旨を記載した書面） 1 通
- 申請手数料 山口県収入証紙 23,000 円

※ 認定の更新申請は有効期間の満了の日の 30 日前までに行ってください。

※ 申請様式等については山口県警察ホームページに掲載しています。

警備業・合格証明書交付申請

- 合格証明書交付申請書 1 通
- 成績証明書又は講習会修了証明書 1 通
(いずれも有効期間は交付の日から1年)
- 履歴書 1 通
- 住民票の写し(本籍が記載されたもの) 1 通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
- 誓約書(検定規則第14条第3項第4号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約する書面) 1 通
- 身分証明書(外国人は不要) 1 通
 - ◇ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
- 診断書(法第3条第6号、第7号に該当しない旨を記載した書面) . . . 1 通
- 写真 1 枚
(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm、横2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- 申請手数料 山口県収入証紙 10,000円

※ 県外居住者で県内の営業所に所属している場合は所属証明書も必要です。

※ 申請様式等については山口県警察ホームページに掲載しています。

警備員指導教育責任者資格者証交付申請

- 警備員指導教育責任者資格者証交付申請書 1 通
 - 講習修了証明書 1 通
(講師講習修了証明書又は旧資格者講習修了証明書も可)
 - 履歴書 1 通
 - 住民票の写し (本籍が記載されたもの) 1 通
※ 外国人の場合、国籍が記載されたもの
 - 誓約書 (法第 22 条第 4 項各号に掲げる事項のいずれにも該当しないこ
とを誓約する書面) 1 通
 - 身分証明書 (外国人は不要) 1 通
 - ◇ 民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項
の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の
決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所等に確認してください。
 - 診断書 (法第 3 条第 6 号に該当しない旨を記載した書面) 1 通
 - 申請手数料 山口県収入証紙 9, 800 円
- ※ 住所地を管轄する警察署に申請してください。

※ 申請様式等については山口県警察ホームページに掲載しています。